

令和元年8月7日

東松島市議会議長 大橋 博之 様

(会派名) 松桜会

代表者氏名 小野 幸男



### 会派活動実施報告書

東松島市議会政務活動費をもって、下記の会派活動等を実施したので、報告します。

1 会派活動の項目(該当を○で囲む)

調査研究費  研修費、  広報費、  広聴費、  要望・陳情活動費、  会議費

2 活動名称: 令和元年7月 松桜会行政視察

3 実施期日: 令和元年7月24日～26日

4 活動成果:

- (1) 入間市 小中一貫教育は子どもの自立支援を目指すという理念のもと、幼保から小学校、小学校から中学校へと切れ目のない接続支援で、学校力の向上に貢献していることが理解できた。公共交通政策においては、利便性確保のためのハード、ソフト両面の施策を学んだ。
- (2) 富士見市 手話言語条例制定により、市民の障害者への理解が進み、障害者へのサポート運動が活発化したことを学んだ。

※詳細は、別添松桜会視察研修報告書のとおり。

5 添付書類: 松桜会視察研修報告書



令和元年8月7日

## 松桜会視察研修報告書

研修先：埼玉県入間市、富士見市

期間：令和元年7月24日～26日

第1日目 7月25日 入間市

### 【研修事項】小中一貫教育について

入間市は都心から40km圏に位置し、人口は14万6千人、なだらかな起伏のある台地と丘陵からなる緑に恵まれたまちである。また、狭山茶発祥の地としても有名である。

今回研修の、小中一貫教育の実施にあたっては、入間市教育委員会が策定した子どもたちの自立支援を目指す「子ども未来室事業」の理念を基に展開している。

幼児期から高校まで作業療法士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーの巡回や特別支援教育の充実など各年代ごとの切れ目のない接続支援を行っている。中でも小学校から中学校は9年で児童・生徒を見る視点で一貫教育を行っている。現在、小中一貫教育は11校の中学校区を中心に展開している。小中一貫教育は教員免許を持っているサポーターを市費で雇用し、配置。週4回、4時間勤務である。

当初、小学校、中学校の先生方が飲み会などで交流、コミュニケーションをとり、それぞれがめざす児童生徒像の設定を行っていた。それから乗り入れ授業、合同授業のための時間割を作成し、実施している。

小中一貫教育のメリットは児童・生徒にとっては小学生が中学生に上がる不安の解消、部活に対する不安の減少、中学生による小学生への学習指導、教師のメリットは協働意識の向上、授業改善などがあげられる。また、小中一貫教育により、不登校の下げ止まりや市に転入する人が増加するという成果もあった。ただし、学力正答率の向上には貢献していないとの由である。

小中一貫教育に至る経緯と現状、また課題が学べた研修でもありました。

### 【研修事項】公共交通政策について

入間市の交通空白地域をカバーするために「ていーろード」(路線バス)「ていーワゴン」を運行。ていーろード、ていーワゴンの乗降形態はていーろードはバス停での乗降、ていーワゴンは乗車はバス停、降車は安全な市道上では自由降車を採用している。バスで行けないところはていーワゴンを利用してもらっている。

料金は東松島市のらくらく号は300円、ていーろードは距離別料金100円～260円、70歳以上は100円である。ていーワゴンは一回100円で乗車距離は関係なし。

具体的な施策としては、民間バスとていーろードとの重複解消、利用者に応じた適正な

運行ルートと車両規模を考えることである。また、料金体系の見直しやバス社内の広告やラッピング広告などで財源を確保したい。そして公共交通として80%のカバー率を目標とする。公共交通は市民全員を助けることは困難との由だった。

市民にいかにして公共交通に乗車してもらえるかの議論を高めたいと感じた。

#### 【研修事項】 航空自衛隊入間基地「修武台記念館」見学

この記念館は自衛隊員のための教育施設であり、日本軍事航空史をたどることができる。

旧日本軍の航空士たちの訓練や制服また、特攻兵器の展示や戦後の航空自衛隊の歴史も学ぶことができる。

同じ航空自衛隊の基地のまちに住むものとして、日本の航空史を知ることができて貴重な経験となった。

#### 第2日目 7月26日 富士見市

研修に先立ち、浅井義明副市長を表敬訪問。東日本大震災発生以降の富士見市の官民あげての東松島市への復興支援や交流に御礼申し上げた。

#### 【研修事項】 手話言語条例について

富士見市は埼玉県の南東部、首都30kmに位置し、人口は11万1千人。

さて、手話言語条例制定に至る経過は、平成25年12月埼玉県主催の「手話言語条例に関するシンポジウム」に当時の富士見市長が参加。内容に感銘を受け、翌26年市長のトップダウンで策定に向けて着手。平成27年12月に条例成立、施行となった。

富士見市には現在、25名の手話を必要とする市民がいて、手話通訳を派遣し、タブレット型端末を使い、遠隔手話通訳を行っている。

条例制定後は啓発チラシを作成。また、イベントを実施し、市民や団体学校へ普及促進を行っている。また、広報誌に手話に関する連載記事を掲載したり、手話の動画を作成し公開している。

手話に関わる事業予算については平成30年度は、11,693,000円を計上している。

条例制定後の市民の反応としては、手話体験講座の参加者増加、専任手話通訳者の増員が見られた。また、障がい者の特性や日常生活で困っていること、それぞれに必要な配慮を理解し、暮らしやすい地域社会をつくっていく運動である「あいサポート運動」を実施するあいサポーターが個人5600人、企業・団体が12社登録していて、あきらかに条例制定の成果だと思われる。

今後は手話についての認知度をさらに高めるための普及啓発、手話通訳者の人材確保が課題となっている。

手話言語条例に関する理解を深められる良い機会となった。